全体についての消防計画の届出・作成要領

※ 防災管理に係る全体についての消防計画の届出・作成要領も 防火管理に係る全体についての消防計画の届出・作成要領に準ずる。

◆届出要領

1 主要な者による届出

届出に必要な書類等

- (1) 全体についての消防計画作成(変更)届出書
- (2) 防火・防災管理協議会に係る組織の構成員一覧表 別記様式1 統括防火管理者の選任届出を連名により届出している場合には、契約書等の写しを添付
- (3) 全体についての消防計画

2 連名による届出

届出に必要な書類等

- (1) 全体についての消防計画作成(変更)届出書
- (2) 全体についての消防計画作成(変更)届出を行う管理権原者一覧 別記様式6
- (3) 全体についての消防計画

◆作成要領

従前の省令に基づく共同防火管理協議会を継続して運用等をし、共同防火管理協議事項に変更・追加がない場合は、全体についての消防計画作成(変更)届出書のみを届出。

その際、届出書の「その他必要な事項」に「変更なし」あるいは「追加なし」 と記載し、変更・追加がある場合は、全体についての消防計画の追加分を 添付。